

君津市国民保護計画（最終案）概要版

1.背景・趣旨

武力攻撃や大規模テロなどの有事に際して、住民の避難や救援を行い、国民の生命、身体及び財産を守るため、国民保護法に基づき、国・都道府県・市町村は「国民保護計画」を作成する。



国の基本指針及び千葉県国民保護計画の変更等との整合性を図るため、君津市国民保護計画（平成19年策定）の変更を行う。

2.変更概要

1 主な変更内容

○避難行動要支援者関係（P2,29外）

避難行動要支援者、避難行動要支援者名簿について記載（国）

【該当箇所】 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 第1 用語の定義

○Jアラート関係（P25）

全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備について記載（国）

○安否情報システム関係（P26,67）

安否情報システムの利用について記載（国）

○訓練関係（P28）

武力攻撃災害への対応訓練や地下への避難訓練等を様々な想定で行うとともに、実際の資機材を使用するなど訓練をより実践的なものとするよう努める旨を記載（国・県）

【該当箇所】 第1章 平素からの備え 第1 組織及び体制の整備

○避難施設関係（P29,30）

- ・避難施設の指定に際し、必要な情報提供の例を記載（国）
- ・避難施設の収容人数を把握することを記載（県）

【該当箇所】 第1章 平素からの備え 第2 避難及び救援に関する平素からの備え

○備蓄関係（P34）

地下に存在する避難施設の活用を記載

【該当箇所】 第1章 平素からの備え 第4 物資及び資材の備蓄、整備

○武力攻撃事態等合同対策協議会関係（P50）

国・県の現地対策本部との連携において、当該協議会が開催された場合、相互協力に努めることを記載（国）

【該当箇所】 第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処 第3 関係機関相互の連携

○エムネット・Jアラート周知関係（P54,55,62）

Jアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めること及びエムネットの利用を記載（国・県）

○大規模集客施設関係（P62）

大規模集客施設等における避難について記載（国）

【該当箇所】 第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処 第4 警報内容の伝達等

○救援事務移管関係（P64）

内閣府告示の変更（国）

【該当箇所】 第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処 第5 救援

※（国）…国が示す「市町村国民保護計画の参考例」によるもの
（県）…千葉県国民保護計画変更によるもの

2 その他の変更

◎ 各組織名、部署名、用語等の整理

【該当箇所】 本編全編